解体業許可（許可の更新）　提出書類一覧表

申請者名　　　　　　　　　　　事業所名

＜提出書類＞

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 区分 | 様　　式 | ﾁｪｯｸ欄 |
| １ | 解体業許可（許可の更新）申請書 | 様式第五 |  |
| ２ | 申請者が法第62条第１項第２号イからヌに該当しないことの誓約書 | 様式４ |  |

＜添付書類＞

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ① | 解体業を行おうとする事業所の施設の構造を明らかにする図面等   1. 解体業の事業の用に供する施設の概要 2. 解体業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書 3. 当該施設の付近の見取り図、カラー写真 | 様式３  -  - |  |
| ② | 申請者が施設の所有権(又は使用権原)を有することを証する書類   1. 業の用に供する施設（ニブラ等）の売買契約書等 2. 土地・建物登記簿謄本等 | - |  |
|  | 許可の更新を申請する際、これまでに提出した申請書及び届出書の内容と変更がない場合に限り、添付書類省略申請書の提出により、  ①(2) 解体業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書  ①(3) 当該施設の付近の見取り図、カラー写真  ② 申請者が施設の所有権(又は使用権原)を有することを証する書類  が不要となります。 | | |
| ③ | 事業計画書 | 様式１、２ |  |
| ④ | 収支見積書 | 様式１、２ |  |
| ⑤ | 本人を確認できる書類  （申請者が個人の場合）   1. 住民票の写し    * 本籍地（外国人の方の場合は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等）の記載があり、マイナンバーの記載がないもの。以下同じ。 2. 成年後見登記制度に登記されていないことの証明書等  * 精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類。以下同じ。   （申請者が法人の場合）   1. 定款又は寄附行為 2. 法人登記簿謄本 | - |  |
| ⑥ | （申請者が法人の場合）  法人登記簿謄本に記載されている役員等全員の   1. 住民票の写し 2. 成年後見登記制度に登記されていないことの証明書等 | - |  |
| ⑦ | （申請者が法人の場合）  ５％以上の株式を有する株主又は出資者全員の   1. 住民票の写し 2. 成年後見登記制度に登記されていないことの証明書等 3. （法人の場合）法人登記簿謄本 | - |  |
| ⑧ | （申請者に政令第５条に定める使用人がいる場合）   1. 使用人の住民票の写し 2. 使用人の成年後見登記制度に登記されていないことの証明書等 | － |  |
| ⑨ | （申請者が未成年であり、その法定代理人が個人の場合）   1. 法定代理人の住民票の写し 2. 法定代理人の成年後見登記制度に登記されていないことの証明書   （申請者が未成年であり、その法定代理人が法人の場合）   1. 法定代理人の定款又は寄附行為 2. 法定代理人の法人登記簿謄本   法定代理人の役員全員の   1. 住民票の写し 2. 成年後見登記制度に登記されていないことの証明書等 | － |  |
|  | 新規に許可の申請をされる方で、既に破砕業の許可又は産業廃棄物処理業の許可（平成１２年１０月１日以降に受けた許可で、許可の日から起算して５年を経過しないもの。以下「先行許可」という。）を受けていれば、住民票等の省略申立書（様式５）の提出及び先行許可証の原本の提示により、⑥～⑨は省略可能となります。  ※　先行許可証は富山県が発行したものに限ります。  ※　当該先行許可が、別の先行許可によって住民票の写し及び登記されていないことの証明書等の提出を省略している場合は、省略できません。  ※　許可の更新の場合は省略できません。  ※　審査において必要と認められる場合は、省略できないこともあります。 | | |
| ⑩ | 標準作業書の全文の写し  ※　以下の事項を記載すること（標準作業書ガイドライン参考）  (1)　使用済自動車及び解体自動車の保管の方法  (2)　廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法  (3)　使用済自動車又は解体自動車の解体の方法  (4)　油水分離装置及びためます等の管理の方法  (5)　使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物の処理の方法  (6)　使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なものの保管の方法  (7)　使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法  (8)　解体業の用に供する施設の保守点検の方法  (9)　火災予防上の措置 | － |  |
| ⑪ | 申請手数料  　　　新規許可申請手数料　78,000円  　　　許可更新申請手数料　70,000円  　　　　（富山県収入証紙により納付してください。）  　　　　（証紙は、県内の証紙売りさばき所でお求め下さい。第２富山電気ビルディング内では販売していません。） | － |  |
| ⑫ | （許可証ができた際、郵送による受取りを希望する場合）  返信用封筒  　・許可証（Ａ４）が折り曲げずに入るサイズのもの  　・120円分の切手を添付し、宛先を記入したもの  ※　許可証を直接受け取りに来庁される場合は不要です。 | － |  |

※　住民票の写しや登記簿謄本などの公的機関が発行する証明書は、発行から３ヶ月以内のものを添付すること。

＜提出部数＞

３部（正本１部・副本２部）を提出してください。

（申請者用の控えが不要な場合は２部（正本１部、副本１部）をご提出ください。）

＜提出先＞

富山県生活環境文化部環境政策課廃棄物対策班

住所：〒930-0005 富山市新桜町5-3 第２富山電気ビルディング８階

（あらかじめ担当者と日程調整のうえ、お越しください。郵送での受付はいたしておりません。）

（更新の申請は、許可の有効期限の2ヶ月前から受け付けます。）